

**戸田市立新曽中学校
いじめ防止基本方針**

令和5年度

戸田市立新曽中学校

目 次

はじめに	1
第 1 いじめの未然防止のための取組	2
第 2 いじめの早期発見への取組	3
第 3 いじめの早期解決への取組	4
第 4 いじめ問題にむけての対応フロー図	6
第 5 いじめ防止推進法第 28 条における「重大事態」 の対応について	8
第 6 インターネットを通じて行われるいじめの対策	10
第 7 いじめ防止に係る年間行事予定	11
第 8 いじめ防止啓発資料等	12

はじめに

戸田市立新曾中学校基本方針策定にあたって

文部科学省におけるいじめの定義を基に、本校では、「いじめほどの生徒にも起こりうる」との認識のもと、いじめの早期発見・早期指導に全力で取り組むこととする。

そして、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、子どもたちが安心して学校生活を送れる学校づくりのために、本校教職員が一丸となって、いじめ防止等の対策を効果的に推進するために、いじめ問題対策委員会を組織し、次の基本方針を策定するものである。なお、この対策委員会の構成員は次の者をもって組織する。

戸田市立新曾中学校いじめ問題等対策委員会

校長・教頭・主幹教諭又は教務主任・生徒指導主任・教育相談部主任
養護教諭・各学年主任・さわやか相談員・学校評議員代表・PTA会長
臨床心理士（教育心理専門員）

この委員会は年間3回開催し、本校のいじめ問題等の対策について協議・評価することとするが、重大事件等必要に応じて学校長が招集することができる。

いじめの定義（文部科学省平成19年1月）

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場にたって行うものとする。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。（いじめ防止対策推進法 平成25年6月28日）

第1 いじめの未然防止のための取組

本校では、日々の教育活動を通して、生徒の自助公助の取組を積極的に支援するとともにPTAや学校応援団にも協力を依頼し、他者と調和的に生きていくための社会能力、他者を思いやる心を育み、いじめの予防に全力を傾注する。

(1) 「わかる授業」「楽しい授業」の推進

「授業がわからない」「楽しくない・つまらない」の積み重ねが、主体的に学校生活を送る意欲を喪失させ、いじめへ走らせることの要因にもなる。日々の授業で仲間とともに「わかった」「できた」「なるほど」等を感じさせる授業を創造することがいじめ予防の第一歩である。

- ① 児童生徒理解を深める。
 - ・理解に努め、一人一人の個性や習得状況を把握しながら授業を進める。
- ② 学習意欲を高める。
 - ・教材研究に努め、知的好奇心や知的葛藤を誘発させる場面を大切にする。
- ③ 個を生かす活動を工夫する。
 - ・問題解決的な学習を通して、多様な考えを尊重し、認め合う場をつくる。
- ④ 個々の考えを深め、練り上げる。
 - ・互いの考えを認め合う中で、集団で考えを練り上げ深める活動を重視する。
- ⑤ 指導と評価を工夫する。
 - ・適切な評価を通し、学習意欲を持続・向上を図る。

(2) 大切な一員であることを実感できる学級づくり

生徒が安心して学校生活を送れる学級づくりが、いじめ防止につながる。一人一人の個性が大切にされる人間関係を味わわせ、居場所づくりに努めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒の特性に応じた指導を行う。

- ① 児童生徒一人一人の心を理解する。
- ② いつでも担任が見守っているということを知らせる。
- ③ 場面に応じた行動の取り方の基準を示す。
- ④ 自分のよさや自分と違うことのよさを認めることができるようにする。
- ⑤ 学級活動の時間を充実させ、話し合い活動を通して自分たちの周りに起こる様々な問題を解決させ、よりよい人間関係を築かせる。

(3) 生徒が主体となる未然策

単に「いじめをなくす」というだけでなく、生徒全員にとって、新曽中学校が楽しい学校生活を送れる場所であるために、積極的に思いやりのある言葉かけや行動をしようという意図を持ってHAPPYTURNプロジェクトが考えられた。生徒自らが、思いやりある行動で相手を「HAPPY（嬉しい）」な気持ちにさせ、次にそれをお互いに返し合う（TURN）ことで、楽しく温かい学校を目指す。アンケートや宣言用紙の記入、ポスターの掲示やパンフレットの配布等を行い、未然防止に努めている。

(4) PTAのネットワーク構築

保護者同士のネットワークにより、いじめの深刻化を防ぐことも少なくない。保護者同士の親密な関係を構築することに努め、いじめの防止の重要性を共有し、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対応を話し合える土壌づくりを行う

(5) 学校応援団による学校支援

日々の教育活動に、学校応援団による外部教育力を積極的に導入し、地域の住民から見守られているという意識と地域や学校の一員という意識の醸成を図る。

◎規律の維持徹底

◎学力向上（学力保証）

◎自己有用感の高揚

第2 いじめの早期発見への取組

本校では、全職員がいじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識のもと、学校いじめ防止基本方針に基づき、その目的達成に向けて、企画委員会・生徒指導部会・教育相談部会・各教科部会等で以下の取組を計画的に実施し、いじめの発見に努める。

(1) 企画委員会（校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任）

企画委員会では、教育課程の進行管理はもとより、いじめのない安心安全な学校生活を送れているか否かを学校評価（内部・外部）を通して測定し、常に現状把握と改善に努める。

(2) 生徒指導部会（校長・教頭・各学年生徒指導担当・養護教諭・さわやか相談員・すこやかサポーター）

生徒指導部会では、「どんなことがあってもいじめは許さない・見逃さない」という視点で、情報交換、情報共有に努め、いじめの初期と思われる段階で、その芽を摘むことに全力を尽くす。

「さ・し・す・せ・そ」を徹底する。

(さ)最悪の事態を想定し、(し)慎重に、(す)素早く、(せ)誠意をもって、(そ)組織で対応

(3) 教育相談部会（校長・教頭・各学年教育相談担当・養護教諭・さわやか相談員）

教育相談部会では、さわやか相談室との連携を密にし、情報交換を通して見えにくいいじめの顕在化に努める。学期ごとに「心の相談アンケート」を実施し、悩みを抱えた生徒の早期発見に努める。また、いつでも相談できる体制を構築し、担任へ言えない悩みの相談にも素早く適切に対応する。

(4) 各教科部会（各教科担当）

各教科部会では、日々の授業こそ最大の生徒指導と捉え、生徒理解に徹し、わかる授業、楽しい授業に努めるとともに、学ぶ大切さを一人一人に浸透させる。

そのために、授業研究会や授業参観を専らとし、日々の授業力向上に努める。

各教科部会では、様々な調査結果の分析を行い、教科としての課題を明確にし、その対応策を講じる。

※早期発見の基本

①生徒のささいな変化に気づく。

②気づいた情報は確実に共有する。（各部会を待たない。）

③情報へは速やかに対応する。（担当者へのちゅうちょない報告と臨時部会の招集。）

※5W1Hを基本に共有

（いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように）

第3 いじめの早期解決への取組

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、教職員が個人で判断したり、単独で行動したりしてはならない。速やかに組織で対応することを基本とし、一部の教職員で抱え込むことのないよう努める。解決に向けた対応では、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(1) いじめている生徒への指導

いじめ事案の内容・関係生徒・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。

- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
- ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
- ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
- ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
- ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、生徒同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
- ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。

(2) いじめられている生徒への支援

いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。

本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。

- ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
- ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
- ③不安を除去し、安全確保に努める。
- ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改めさせ、自己肯定感を高めさせる言葉かけに徹する。
- ⑤不安を抱えている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
- ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、生徒との信頼関係をつくる。

(3) 周りではやし立てている生徒への対応

自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの生徒を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。

- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
- ②被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。

(4) 見て見ぬふりをする生徒への対応

望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをする行為は、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。

- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
- ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
- ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。

(5) 学級全体への指導

いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。

- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
- ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
- ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
- ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
- ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
- ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊄ 最悪の事態を想定し ㊂ 慎重に ㊄ 素早く ㊄ 誠意をもって ㊄ 組織で対応

対応の流れ	レベル	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ(認知)</p> <p>2 報告 ・憶測を入れずに事実を報告(些細なことでも)</p>	レベル1	<p>教職員 保護者 児童生徒等</p> <p>担任 ← 情報</p> <p>担任 ← 報告</p> <p>担任 ← 指示</p> <p>学年主任 生徒指導主任 管理職</p> <p>報告 ↑</p> <p>些細なトラブルは即指導 ※保護者との連携 ※経過観察</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期的にいじめアンケート調査を実施すると早期発見につながります。 ● 小さな危機を見逃していませんか。いじめの見て見ぬふり対応をしていませんか。(ただ様子を見る=いじめを育てる) ● 訴え、申し出があった場合には、その日に行動します。(指導の結果は、必ず管理職に報告)
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集 ・いじめられた子、いじめた子からの事情聴取 ・他児童生徒、教職員からの情報収集</p>	レベル2	<p>いじめと認知、判断</p> <p>管理職の指示に基づく 関係教職員による組織的対応</p> <p>いじめられた子 情報収集 いじめた子</p> <p>関係児童生徒 関係教職員</p> <p>情報の共有・突き合わせ 全体像の把握(5W1Hの記録)</p> <p>報告 ↓</p> <p>管理職</p> <p>指示 ↓</p> <p>関係教職員</p> <p>保護者対応 ↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理職のリーダーシップを発揮する 担任が一人で苦戦しないよう的確な具体的指示を出します。 ● 面談等の基本的スタンス→傾聴、共感的理解、適応へのサポート ● 丁寧にじっくりと話を聴きます。 <悪い対応例> ×あなたにも問題があるね。 ×考え過ぎ、気にしすぎじゃないの。 ×お子さんにも問題がある。 ×様子を見ましょう。 ● 双方から聴き取る際、いつ、どこで、どんなできごとのあらましがあったのか、その時どんなふう感じたか、具体的に聴きます。 ● 記録に基づき事実の経過に沿って情報を共有します(憶測、推測を入れない)

※緊急の対応が必要な場合、学年・学級の全児童生徒との面談を実施します。
※いじめられた子の心のケアに努めます。

保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝えます。

4 問題状況の把握理解

・緊急度に応じて3～5を同時に実施

生徒指導支援センター

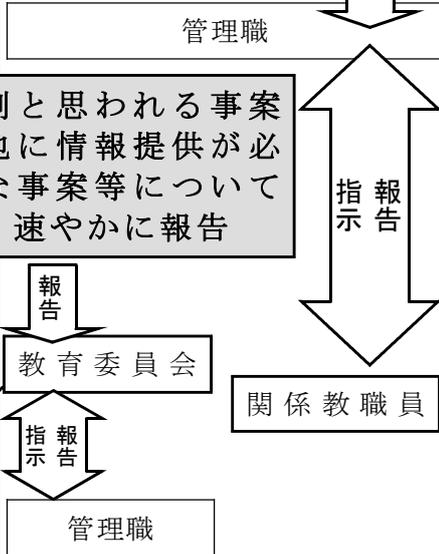
(状況に応じて教育委員会、支援センター委員の訪問による支援・指導)

5 いじめ問題等対策委員会の臨時招集

教育委員会

生徒指導支援センター

深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告



より組織的な対応が必要な場合

＜いじめ問題等対策委員会の臨時召集＞
 管理職・主幹教諭（教務主任）・学年主任・生徒指導主任
 教育相談部主任・養護教諭・該当学年 等

- ・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。
 （短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに）
- ・指導・支援体制づくり・保護者への説明
- ・外部関係機関との連携
 （警察との連携、緊急保護者会の実施、マスコミ対応）

レベル3

●**毅然とした対応**とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●**保護者への説明**
 誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的な対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●**いじめを確実に止める**
 被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●**加害児童生徒には、次の指導を行い、**
 今まで以上に関わりをもつことが必要です。

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること

第5 いじめ防止推進法第28条における「重大事態」の対応について

いじめの早期発見・早期解決に日々取り組んでいても、重大事態に至る場合も考えなければならない。本校では、いじめ防止推進法第28条を鑑み、以下の状況を重大事態と捉え、迅速に全力をあげてその対応にあたる。

重大事態（いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する）

- 生命・心身又は財産に重大な被害があった場合
 - ・生徒が自殺を企図した場合（含む、その恐れがある場合）
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・所有物や金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合

- いじめにより、生徒が学校を欠席することが余儀なくされている疑いがある場合
 - ・欠席の目安は年間30日とするが、一定期間や連続して欠席する場合はその限りではない
 - ・いじめが原因で登校できなくなったと保護者や当該生徒から申し立てがあった場合

重大事態への具体的な対応を以下に示す。

（1）当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ問題等対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害生徒への支援、加害生徒への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する生徒間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

①いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から可能な限り聞き取った上で、在籍生徒や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、いじめを受けた生徒へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じては臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、学校復帰への支援や学習支援等を行うものとする。

②いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴取するなど、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍生徒や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③いじめによる自殺の背景調査の場合

この調査は、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その行為に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行うことが肝要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

- (ア) 背景調査にあたっては、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。
- (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- (ウ) 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- (エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておかなければならない。
- (オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ問題等対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
- (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報のみによ拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
- (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
- (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
- (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、対応者を一本化するなど正確で一貫した情報提供に努める。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報を適切に提供する責任がある。

情報提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮し、関係者の個人情報にも十分配慮し適切に提供する。

調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、当該生徒や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

(3) いじめと刑法犯との関係

いじめの行為そのものが、刑法に抵触するものもある。

- ・冷やかす・からかい（名誉毀損罪） ・ネット上の誹謗中傷（侮辱罪）
- ・暴力（傷害罪）・脅しや恐喝（脅迫罪・恐喝罪）・いやな事をやらせる（強要罪）

第6 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化が益々進展し、スマートホン等の所有率も年々上昇している。本校においても、携帯電話やスマートフォン等を所有している生徒は80%を超えている。

また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

(1) 生徒たちが利用する機能・サイト

① SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になるものや、誰でも見られるものもある。LINE、twitter、Facebook、Instagramなどが有名。

② 掲示板

情報交換やコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。2ちゃんねるが有名。パスワードを知らないと閲覧できない掲示板などもある。

③ ブログ

個人が自分の感想や出来事などを書く日記形式のサイト。読んだ人がコメントを書き込むことができる。weblogの略。最近では他のSNSで情報を発信することができ、反応も得られるため、衰退してきている。

④ プロフ

個人が自分のプロフィールを公開するサイトである。名前や住所、顔写真、学校名等を書いているものもあり、ネット上の人物にコンタクトをとられてしまう危険性がある。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図りいじめの防止策を講じる。

① 生徒に対して

(ア) 技術科の授業での「情報」の時間を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、市のホームページ上にある「情報モラルスクール」も有効に活用する。

(イ) 市のネットパトロールとの連携を図り、情報共有に努めるとともに、パトロール上で心配な案件については、当該生徒等に適切に指導する。

(ウ) ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、ネット講演会（関連会社）を開催し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ) ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えるとともに相談しやすい環境づくりを行う。さわやか相談室へも気軽に相談できる生活環境をつくる。

② 保護者・地域に対して

(ア) 上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ) 様々なネットトラブルや被害をクラス懇談会やPTAの会合等で発信する。

第7 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容 及び 対象学年 等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回 ・新入生に対するいじめ防止教室(1年生) ・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導(全学年) ・保護者会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回 悩みのアンケート(教育相談)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善に関わる研究授業の実施、及び道德教育の推進 ・中学校区生徒指導担当連絡協議会 ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の3者面談(全学年) ・保護者会 ・地域ボランティア清掃
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・各部活単位でのボランティア活動の実施
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭に向けての結団式(クラスの枠を超えた協調性) ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・花植ボランティア(PTA、美化委員会) ・個人面談(第2回アンケートをもとに)～11月
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・三者面談(3学年) ・2者面談(1・2学年) ・いじめ防止運動強化月間 ・第2回 悩みのアンケート(教育相談)
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談(進級に向けて、第3回アンケートをもとに)～3月
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の成果と課題の検討及び次年度の取組の検討 ・保護者会 ・服装指導(学級委員会、教職員)・・・2月に1回

いじめ防止
リーフレット
児童生徒用

みんなで作ろう いじめのない学校！

「いじめ」は、人として、絶対にしてはいけないことです。「いじめ」を受けた人は、深く傷つき、つらい気持ちや苦しい気持ちは一生消えません。

「いじめる」ということは、ひきょうなことです。人として絶対に許してはいけません。そこで、市内各小・中学校児童生徒が道徳の授業で学んだいじめについての考えや意見をまとめてみました。



つた

伝えたいわたしたちのメッセージ



《いじめられている人へ》

- ・ どうしたの。たすけてねって行ってね。(小1)
- ・ だいじょうぶ。いっしょにあそぼうよ。(小2)
- ・ わたしがいっしょにいるからだいじょうぶ。(小3)
- ・ 先生に相談しようよ。わたしも行くから。(小4)
- ・ 勇気をだしてね。助けるよ。(小5)
- ・ 一人じゃないよ。まわりに頼ってね。(小6)
- ・ つらいけれど死んではだめだよ。(中1)
- ・ 必ず助けるから。生きていたらきっといいことあるよ。(中2)
- ・ 無理してがまんしないでいいよ。相談してね。(中3)

《いじめを見ているまわりの人へ》

- ・ みてるだけじゃかわいそうだよ。(小1)
- ・ かわいそうだよ。どうにかしなくちゃ。(小2)
- ・ いじめられるのを見て何とも思わないの。(小3)
- ・ いじめられている人がどれだけ苦しいかわかる。(小4)
- ・ いっしょにやめようよ。そして話し合おうよ。(小5)
- ・ 黙ってみていないではっきり言おうよ。(小6)
- ・ いじめは小さなことから始まる。すごく傷つくよ。(中1)
- ・ 自分もいじめられたらと思うよね。だから先生や大人の助けをかりようよ。(中2)
- ・ いじめはちょっとしたことから起こる。友達の良いところを見つけようよ。(中3)

《いじている人へ》

- ・ だめだよ。かわいそうでしょ。(小1)
- ・ よわいものいじめなんてだめだよ。(小2)
- ・ 自分もされたらいやでしょ。(小3)
- ・ いじめても何の得にもならないよ。(小4)
- ・ 何が楽しいの。調子にのらないで。(小5)
- ・ いじている人は、忘れてしまうけれど、いじめられた人は一生傷つくよ。(小6)
- ・ 弱い人に手をだすのはひきょうだよ。(中1)
- ・ 乱暴な言葉づかい、いたずらやいやがらせはいじめの始まりだよ。(中2)
- ・ いじめをしてもいいことないよ。楽しくないよね。だったらやめようよ。(中3)

平成24年9月 戸田市教育委員会

戸田市では子ども議会で話し合い、「戸田市子ども憲章」を平成13年10月1日に制定し、仲良く、助けあうことを誓いました。

この憲章の意味を皆さん一人一人がよく考え、受け継ぎ、優しさや思いやりで、戸田市の学校からいじめをなくしましょう。

とだしこ けんしょう 戸田市子ども憲章

水と緑に恵まれたこの戸田市の明日を担うわたしたちは、
希望をもち、みんな仲良く助けあい、地域の一員として生きていくことを誓い、
ここに「戸田市子ども憲章」を定めます。

わたしたちは きまりをまもり、責任をもって行動しましょう（責任）
わたしたちは 優しさと思いやりをもって、くらしましょう（生活）
わたしたちは 自然をまもり、きれいなまちにしましょう（地域）
わたしたちは 一人ひとりの人権を大切に、いじめや差別をなくしましょう（人権）
わたしたちは 希望と目標をもち、大きな未来に向かってはばたきましょう（未来）

もし、いじめられたら… だれ には
誰かに話そう！

もし、いじめを見たら… み こえ
声をかけよう！

そう だん
相談しよう！



とだしりつぎょういく そうだんしつ
・戸田市立教育センター相談室 ☎：048-434-5670
(しゅくじつ ねんまつねんし のぞ まいにち
祝日、年末年始を除く毎日 9:00 ~ 17:00)

さいたまけんりつそうごうきょういく こ でんわきょういくそうだん
・埼玉県立総合教育センター よい子の電話教育相談 ☎：0120-86-3192
(まいにち じかん
毎日24時間)

さいたまけんけいさつしょうねん
・埼玉県警察少年サポートセンター ☎：048-861-1152
(にちよう しゅくじつ ねんまつねんし のぞ まいにち
日曜、祝日、年末年始を除く毎日 8:30 ~ 17:15)

とだしりつぎょういく きょういくしんりせんもんいん そうだんいん
戸田市立教育センター教育心理専門員（相談員）から



いじめられていると感じているあなたへ

そのままの気持ちを教えてください。あなたが安心して生活できるよう応援しています。相談してください。

だれかを傷つけているかもしれないあなたへ

ほんとう じぶん が傷ついているのかもしれませんが。ほんとうの気持ちをみつめてください。

じっと見ているあなたへ

ゆうき をだして伝えてください。みんな傷つくために生まれてきたのではありません。話してみ
て、いっしょに考えましょう。

